

刈払機取扱作業従事者安全衛生教育のご案内

公益財団法人 岩手労働基準協会 宮古支部

刈払機作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する振動障害を防止すること等を目的として「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」（平成12年2月16日基発第66号）が定められています。事業者は、刈払機取扱作業者を雇用して業務を行う場合は、その安全衛生教育を行わなければならないこととなっております。

当協会では、事業主に代わりまして下記により刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 令和7年5月16日（金） 9:00～16:30（受付8:30～）

※ 遅刻、早退、欠席の場合は修了証の交付はされませんので、ご注意ください。

2. 会 場 （公財）岩手労働基準協会宮古支部 （宮古市小山田2-9-5）

3. 講習科目 学科： ① 刈払機に関する知識（1時間）
（9:00～16:00） ② 刈払機を使用する作業に関する知識（1時間）
③ 刈払機の点検及び整備に関する知識（30分）
④ 振動障害及びその予防に関する知識（2時間）
⑤ 関係法令（30分）
実技： ⑥ 刈払機の整備方法等（1時間）

4. 受講料等『会 員』 12,100円（消費税込）（受講料 9,350円：テキスト代 2,750円）
『非会員』 14,300円（消費税込）（受講料 11,550円：テキスト代 2,750円）

5. 申込締切日 5月2日（金） 定員30名 但し、定員になり次第締め切ります。
※締切日までに受講料の支払いがない場合、申込が取消しされることがあります。
※5月9日（金）以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。
※申込者数が少ない時は開催を中止する場合があります。

6. 申 込 方 法 「受講申込書」に受講料・テキスト代を添えて宮古支部窓口にお申し込み下さい。
受講料振込の場合は、岩手銀行宮古中央支店 普通口座 0049490
名義人（公財）岩手労働基準協会宮古支部 「送金手数料はご負担願います。」
※お振込みの方には受講票発送時、領収証を同封させていただきます。

7. 申 込 先 （公財）岩手労働基準協会宮古支部
宮古市小山田2-9-5 TEL.FAX 0193-62-4906

（お願い）講習会場の駐車場につきましては、駐車できる台数に限りがありますので、ご協力願います。

刈払機作業従事者安全衛生教育 受講申込書

※協会使用欄

講習日 令和7年5月16日(金)

原本照合確認

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和 平成
	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) 〒 —	TEL () () ()	

(※個人受講者は、記入の必要はありません)

勤務先	所在地	〒 —	TEL () () ()	FAX () () ()
	事業場名 代表者名		担当者名	内線 ()
※該当箇所にお印 をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日

令和 年 月 日

受講者名(本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1)氏名(ふりがな)、「生年月日」、「現住所」欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2)忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3)「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)

※申込書に記入していただいた個人情報は、本講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には一切使用しません。